出入国在留管理庁 政策課 外国人施策推進室 「国民の声」を聴く会 資料

すみだ国際学習センター 指導員 木下 裕 人

墨田区における外国人児童・生徒支援の概要について

- 1 すみだ国際学習センター設立までの経緯
 - (中国残留孤児帰国事業)
 - ○1984年 区立鐘淵中学校(現 桜堤中学校)に日本語学級設立
 - ○1999年 同日本語学級閉鎖(引揚生徒数の減少による)

※以後、外国人児童・生徒への支援は通訳派遣制度(最大週8時間、12週=96時間限度)のみ

○2004年 外国人生徒学習の会(FSC)設立

※ボランティア団体による教科学習の支援(週2回)

- ○2007年9月 すみだ国際学習センター(以下、国際センター)設立
 - 場所二区立錦糸小学校(外国人児童・生徒等学習支援拠点校)内
 - 主管=区教育委員会事務局 指導室
 - ・対象=区立中学校に在籍する日本語の支援が必要な中学生
 - 特徴=日本語指導員・支援員による日本語初期指導(概ね2年間を目安)
 - ※2011 年度から拠点校児童への支援開始
- 2 行政による支援
- (1) 墨田区 外国人児童・生徒等への学習支援
 - ⇒『手引き』P.28 参照
- (2) 来日から通室まで
 - ⇒『手引き』P.25 参照
- (3) 学校における受入れ体制の整備に関わる支援
 - ① 人的支援
 - ア 日本語初期指導の専門機関の設置
 - 〇小学生は、梅若小学校日本語通級指導教室へ通級(都認可学級=学務課の管轄)
 - 〇中学生と拠点校児童は、国際センターへ通室(区独自の施策=指導室の管轄)
 - ※国際センターには指導員3名、支援員16名在籍。
 - ※支援員は登録制の有償ボランティア。区 HP で随時募集中。
 - イ 日本語指導加配教員の配置
 - 〇小学校は錦糸小学校2名、柳島小学校1名の2校に配置
 - 〇中学校は錦糸中学校に2名配置
 - ウ 通訳派遣制度と登録制

児童の日本語での教科学習の支援(小学生のみ)、児童生徒の学校生活への適応や面談・諸説明会等での学校・保護者への支援を行うため通訳者を派遣。

区HPで通訳登録希望者を随時募集中。

② 研修体制の整備

各小・中学校の「外国人児童生徒指導担当」教諭(各校1名必置)を対象として、年間3回の研修会を開催。外国人児童生徒の置かれている状況を知り、学校生活への適応や学習支援の在り方など、この課題に対する理解者を増やしていくよう努めている。

③ 学校訪問による情報共有、相談

編入当初の対応や適応支援の在り方、高校入試の情報提供など、経験の少ない担当・担任教員への支援を進めるとともに、日本語学習の状況や学校での様子を情報共有することを目的に、国際センターの指導員が在籍校に定期的に訪問し、担当・担任教員と協議する。

④ 小学校から中学校への円滑な支援の継続 小学校と中学校間の円滑な移行に向けて、一貫した支援の継続を図るため「中学校への引継ぎシート」を作成している。

⑤ 広報活動

日本語指導を受けている児童生徒の状況や、学校生活への適応に向けた、現場ですぐに役に立つ情報などを伝えるため「国際センター通信」を発行し、児童生徒の成長の様子などを伝える。

⑥ ボランティア団体との協力

外国人生徒学習の会(FSC=Foreign student Study Club)と協力 (初期指導が終了した生徒の教科学習の支援)

- ※FSC は、退職教員や地域の有志が教科学習の支援を行っているボランティア団体
 - 毎週 水曜日=16:00~18:00、土曜日=10:30~12:30
 - ・ 江東橋児童館の教室
- ※保護者に対しても学校からの配布物などを使って、日本語の支援
 - ・土曜日 *錦糸教室(国際センター) 10:30~12:30*曳舟教室(ボランティアセンター) 10:00~12:00
- ⑦ 『墨田区外国人児童・生徒等 受入れの手引き(改訂版)』の作成

平成 30 年 9 月に改訂版を発行、受入れにあたっての留意事項や管理職・外国人生徒担当教諭・ 学級担任・教科担当の役割、行政の支援策、通室申請等諸手続きを記載。

3 国際センターの業務について

(1)職名・職種と要件等

職名	職種	要件等
		日本語指導に関する専門的な知識を有し、児童・生徒に対する指
指導員		導経験のある者(週30時間勤務)。
運営担当 1名	墨田区	【資格要件】
中学生担当1名	会計年度任用職員	①日本語教師の資格を有する。
小学生担当1名		②外国人等児童・生徒の日本語指導及び学習支援の経験を有する。
		③小中学校教諭免許(見込可)を有する。

支援員 (今年度 16名)

(有償ボランティア)※1指導時間毎の謝礼(¥2,000)

日本語指導について必要な知識、能力を有しかつ心身ともに健康 で熱意のある者(週4日以内、1日6時間以内)。

【資格要件】※次のうち、2項目以上該当する者

- ①日本語教師の資格を有する。
- ②外国人等児童・生徒の日本語指導及び学習支援の経験を有する。
- ③小中学校教諭免許(見込可)を有する。

(2)業務内容

① 指導員の業務

(運営担当)

- 指導員・支援員の服務管理・報告
- ・備品・消耗品の管理・発注
- 在籍校 拠点校との連絡調整(行事予定の把握、通室時間割の案内等)
- 業務日誌記入
- 広報活動を通じた理解 啓発の推進
- その他指導室より依頼された業務

(指導担当)

- ・児童・生徒の指導計画立案
- ・児童・生徒の指導・評価
- 支援員との連絡調整(指導に関する内容)
- ・在籍校・拠点校との連絡調整(指導に関する内容)
- その他指導室より依頼された業務

② 支援員の業務

- ・国際センターが作成した「日本語指導計画」に基づいて、生徒の指導にあたる。
- 各支援員はそれぞれ割り当てられた時間に、計画された指導内容を適切に指導する。
 - ※「聞く」「話す」「読む」「書く」4領域のバランスの良い指導に留意する。
 - ※『連絡帳』に必要事項を記載し、生徒を通じて在籍校担任・担当者とやりとりする。
 - ※『指導記録』に指導した内容と生徒の学習状況を記載し、次の担当者に引継ぐ。

【運営にあたっての留意事項】

- ①予算の有効活用=費用対効果が問われる
- ②在籍校との緊密な連携

(3) 指導の概要

- ① 指導時間(今年度は感染症対応で1コマ70分)
 - ○午前(A=9:30~10:40、B=11:00~12:10)2コマ ※給食は在籍校で 午後(C=13:45~14:55、D=15:15~16:25)2コマ
 - 〇来日直後は原則週5日、習得状況に合わせて徐々に減らす(1日1コマ)。 ※在籍校の時間割に合わせ、週1の授業・実技教科等は可能な限り避ける。 ※原則1対1。

② 使用テキスト

○「中学生の日本語」(兵庫県立芦屋国際中等教育学校作成)

http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/nihongosidou/kyouzai/japanese%20for%20Junior/Japanese%20for%20junior1.pdf ※兵庫県子ども多文化共生センター(http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/)から検索可能

- ○『みんなの日本語初級Ⅰ第2版 書いて覚える文型練習帳』(スリーエーネットワーク)
- 〇指導員・支援員自作の確認テスト、演習用教材等(国際センターで共有)
- ③ 指導計画について
 - ○「すみだ国際学習センター(中学校)指導概要」
 - ⇒『手引き』 P.10~11 参照

【参考】中学生担当者会議(年間5回開催)について

- 1) 内容
 - ・連絡事項ニ予定や運営に関する留意事項の確認等
 - 通室生徒の状況に関する共通理解
 - ・指導方法に関する意見交換(事例研究など)
 - ・日本語指導の専門家としてのスキルアップ ※情報共有と併せて、研修を兼ねる

≪MEMO≫	